

奨学金等制度説明会 レジメ

開催日・会場

令和3年4月21日（水）

大阪市立東成区民センター（小ホール）

~~令和3年4月26日（月）~~ 中止

~~大阪市立天王寺区民センター（ホール）~~

~~令和3年4月30日（金）~~ 中止

~~大阪市立難波市民学習センター（講堂）~~

主 催 大 阪 市 教 育 委 員 会

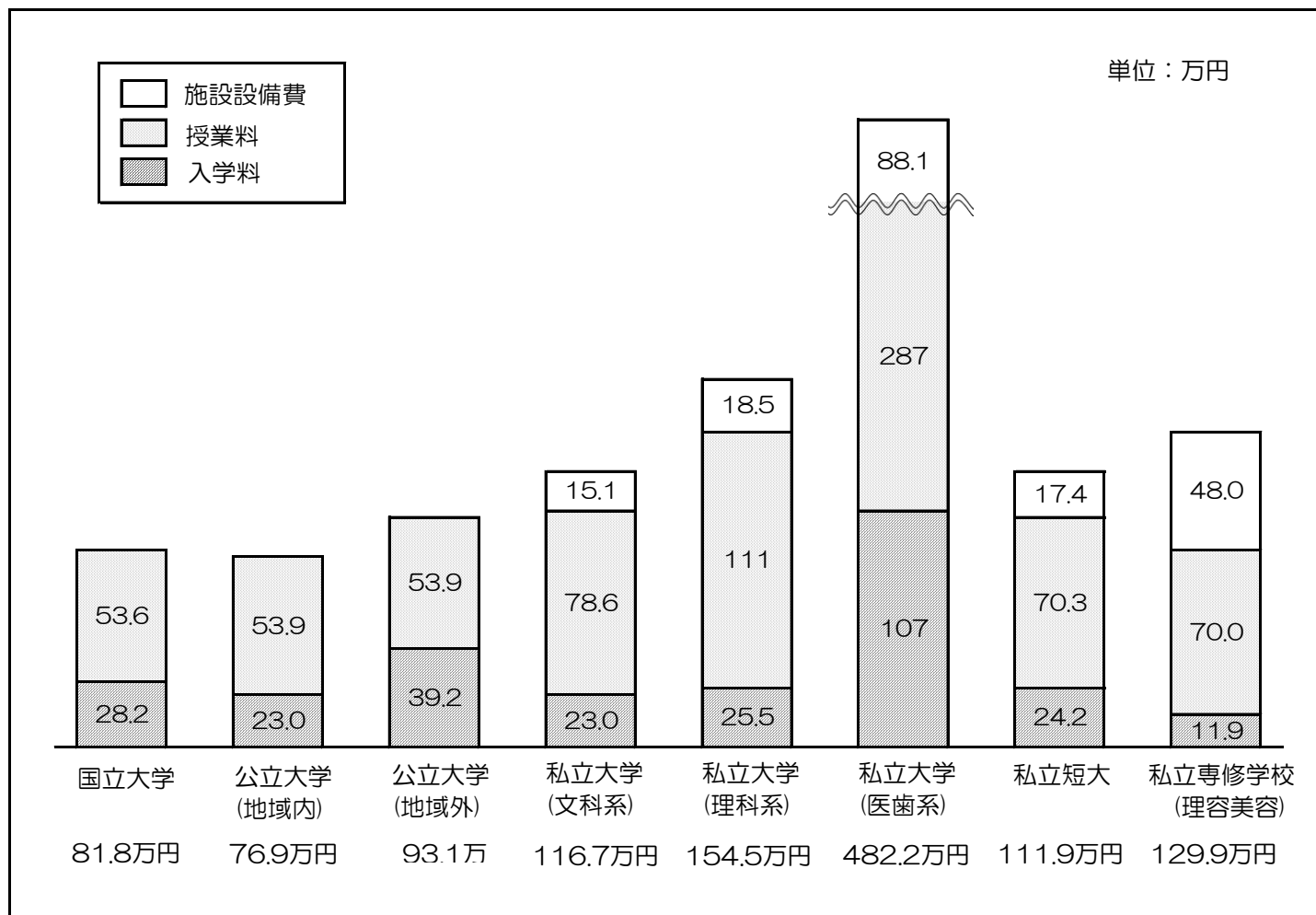
- 1 あいさつ
- 2 大学等への進学にかかる費用について
- 3 大学等における修学の支援について

◎ 授業料・入学金の免除・減額

- 4 日本学生支援機構の奨学金制度について
- 5 その他の貸付金・奨学金制度について

大学等への進学にかかる費用

○1年目にかかる学費（平均額）



※学校、学部等により、納付金額は異なります。

国立は、文部科学省令による標準額

公立は、文部科学省「令和元年度学生納付金調査結果」より抜粋

私立大学・短大は、文部科学省「平成30年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金等調査」より抜粋

私立専修学校は、東京都専修学校各種学校協会「平成30年度学生・生徒納付金調査」より抜粋

○学生生活費の内訳（大学昼間部の年間平均）

	自宅	学生寮（寄宿舍）	下宿・アパート
食費	104,900円	259,600円	284,600円
住居・光熱費	—	319,200円	471,300円
保健衛生費	39,400円	34,000円	38,200円
娯楽・嗜好費	150,600円	128,500円	156,900円
その他の費用	139,200円	147,100円	160,400円
計	434,100円	888,400円	1,111,400円

日本学生支援機構「平成30年度学生生活調査結果」より抜粋

○入試スケジュール

9～11月	11～12月	1月	2～3月	4月
総合型選抜	学校推薦型選抜	大学入学共通テスト (共通テスト)	一般選抜	入学

※ 令和3年度入学生から、入試の区分や実施時期等が、一部変更されています。

※ 合格が決まってから概ね1週間～2週間以内に入学金が必要です。その後約1か月以内に、授業料前期分、施設設備費などの学納金を納付します。学校によって、納付すべき手続金の種類や納付時期が異なります。

【総合型選抜】

旧AO入試です。大学等が求める人物像（アドミッション・ポリシー）と、志願者の学習意欲・目的意識に、知識・技能や思考力等も含め選抜されます。出願は9月以降、合格発表は11月以降です。書類審査や論文、面接や面談のほか、プレゼンテーションや講義を受けてレポートなど、学校によってさまざまです。学力テストを課す学校もあります。なお、専門学校は、大学より早く選抜が行われます。

【学校推薦型選抜】

旧推薦入試です。高校等の推薦を踏まえ、調査書のほか知識・技能等も含め選抜されます。出願は11月以降、合格発表は12月以降です。「指定校推薦」と「公募制推薦」に大別されます。

「指定校推薦」は、大学が指定した高校の生徒だけが出願できます。高校ごとに推薦枠（人数）が決まっており、まずは、高校の学業成績や部活動、課外活動の実績などをともに校内選抜が行われます。

「公募制推薦」は、大学で決められた出願資格を満たしていれば、どの高校からでも出願できます。課外活動推薦など多様な推薦基準があります。

【大学入学共通テスト（共通テスト）】

令和2年1月で終了した「センター試験」に代わり、1月中旬以降の土・日曜、全国一斉に行われます。

試験日（令和4年）	1月15日（土）	16日（日）
-----------	----------	--------

国公立大学の一般選抜受験者は、原則、1次試験として共通テストを受ける必要があります。また、8割以上の私立大学でも、共通テストの成績が利用できる「共通テスト利用方式」を設定しています。

○大学受験料の目安（令和4年度入学者試験）

入試方法	金額
大学入学共通テスト (共通テスト)	3教科以上 18,000円
	2教科以下 12,000円
国公立大・2次試験（平均）	1校につき 17,000円
私立大・一般選抜（平均）	1校につき 35,000円 ※歯学系・医学系では40,000円～60,000円かかる場合も

※ 私立大の場合、願書請求に500円～1,000円程度かかることがあります。
共通テストと国公立大の願書は基本的に無料です。

※ 大学によっては、複数の学部を受験したり、同じ学科の複数の日程を受験すると、受験料の割引制度を導入しているところもあります。

※ 交通費・宿泊費

遠方の大学を受験する場合は、受験会場までの交通費や宿泊費が必要になります。

（例）交通費 大阪～東京間 往復新幹線 約30,000円

宿泊費 1泊 5,000円～10,000円程度

※ 大学によっては、自校所在地以外の都市に、学外試験会場（地方入試）を設けているところもあります。

大学等における修学の支援（授業料・入学金の減免）

経済的な理由から、大学や専門学校等での学びを諦めることのないよう、授業料・入学金の減免と返す必要のない奨学金の給付が受けられるようになりました。授業料・入学金の減免は次のとおりです。

1 支援対象となる学校の要件

一定の要件を満たした大学、短期大学、高等専門学校、専門学校であることが必要です

2 支援対象となる学生等の要件

① 家計の経済状況

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が対象です。支援額算定基準額が第Ⅰ区分から第Ⅲ区分に該当すれば支援されます。なお、資産（預貯金、有価証券、現金等）が、本人及び生計維持者（原則父母）の合計で2,000万円、生計維持者が1人の場合は1,250万円を超えると、支援対象とはなりません。

$$\text{支援額算定基準額} = \text{市町村民税の所得割の課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{税額調整額})$$

* 政令指定都市は、(調整控除額 + 税額調整額) に3/4を乗じて計算

② 学業成績・学修意欲

高校の評定平均値が3.5以上が必要です。3.5未満の場合、レポート又は面談により学習意欲が確認できれば支援が受けられます。なお、大学等に在学中の学生については、前年度までの学業成績が上位2分の1などの要件があります。

③ その他

- 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学した学生等が対象です。ただし、過去において高等教育の支援を受けた場合は、対象外です。
- この他、在留資格や高卒認定試験合格者（見込を含む）等、詳細な要件については、文部科学省のホームページで確認してください。

3 授業料等の減免額と世帯収入の基準

授業料等減免の上限額（第Ⅰ区分） 単位 円

学校種		入学金	授業料
大学	国公立	282,000 (141,000)	535,800 (267,900)
	私立	260,000 (140,000)	700,000 (360,000)
短大	国公立	169,200 (84,600)	390,000 (195,000)
	私立	250,000 (170,000)	620,000 (360,000)
高専	国公立	84,600 (現在開講されていない)	234,600
	私立	130,000 (現在開講されていない)	700,000
専門学校	国公立	70,000 (35,000)	166,800 (83,400)
	私立	160,000 (140,000)	590,000 (390,000)

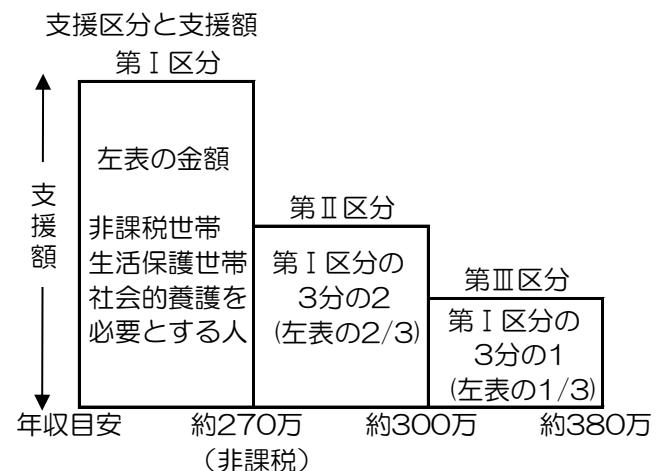
() は夜間制の上限額

※通信制は 入学金上限 30,000円
授業料上限 130,000円

支援区分と支援額算定基準額

支援区分	支援額算定基準額	年収の目安
第Ⅰ区分	100円未満	～約270万円
第Ⅱ区分	100～25,600円未満	～約300万円
第Ⅲ区分	25,600～51,300円未満	～約380万円

※ 年収の目安は、両親、本人、中学生の4人世帯



4 進学後の手続き等

- ① 減免の手続きは、入学した大学等で行います。大学等の定める手続きにより申請します。
- ② 世帯収入の確認は、日本学生支援機構が取扱うマイナンバーによって行います。
- ③ 大学等への進学後はその学習状況についての要件があります。退学・停学の処分を受けた場合や修得単位数や出席率が一定水準以下の場合には、支援が打ち切られることがあります。また、その事由によっては支援した額の返還が求められる場合があります。

日本学生支援機構の奨学金制度

独立行政法人 日本学生支援機構（以下「機構」）は、経済的理由により修学が困難な優れた学生等に対し、奨学金の給付や貸与を行っています。

○申込時期（令和3年度）

区分	回次	募集対象				申込期間	候補者決定時期	申込先	
		給付	第一種	第二種	入学時増額				
予約採用 (進学前)	第1回	○	○	○	○	4~5月末	10月下旬	在学する(卒業した) 高等学校等の窓口	
	第2回	○	○	○	○	6月末	11月下旬		
	第3回	○	○	○	○	7月末	12月下旬		
	予備回	○	○	○	○	秋ごろの予定、詳細は未定			
在学採用 (進学後)	1次	○	○	○	○	4月~5月	7月以降	進学先の大学等の 奨学金窓口	
	2次	○		○		秋ごろの予定、詳細は未定			
緊急採用 応急採用 家計急変	大学等に進学後、失職・破産・事故・病気・火災・風水害等の災害等により家計が急変した場合は、年間を通して随時申込みができます。 第一種奨学金(緊急採用) 第二種奨学金(応急採用) 給付奨学金(家計急変)								

※ 申込期間は学校により異なります。必ず学校に確認してください。

※ 機構の奨学金は、進学後の振込です。入学金等を払う時期には利用できないのでご注意ください。

○申込資格

- ・ 予約採用は、高等学校等を卒業予定の人及び卒業後2年以内の人が対象です。給付奨学金申込者で複数の高等学校等を卒業している場合は、最初に卒業した学校から2年以内です。高卒認定試験合格者で合格2年以内の人(合格見込を含む)も対象となります。
- ・ 在学採用は、大学等の在学学生が対象です。ただし給付奨学金については、高等学校等の卒業時期に要件があります。
- ・ 外国籍の人は、在留資格に要件があります。

○給付奨学金

給付奨学金は、原則として返還義務のない奨学金です。国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう支給されます。

1 支給対象となる学校

給付奨学金を利用できる学校は、一定の要件を満たすことが確認された大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(授業料・入学金の減免対象校と同じ学校です)

2 選考基準

(1) 学力基準

- ① 高等学校等の成績が5段階評価で、平均3.5以上であること
- ② ①に該当しない場合、レポートの提出や学校における面談により、学習意欲等が認められること

(2) 家計基準

① 収入基準

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等で、次の計算式で算出された 支援額算定基準額が支援区分Ⅰ~Ⅲに該当すること

$$\text{支援額算定基準額} = \text{市町村民税の所得割の課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{税額調整額})$$

* 政令指定都市は(調整控除額+税額調整額)に3/4を乗じて計算

支援区分	支援額算定基準額	年収の目安
【第Ⅰ区分】住民税非課税世帯の者	100円未満	~約270万円
【第Ⅱ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	100円~25,600円未満	~約300万円
【第Ⅲ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	25,600円~51,300円未満	~約380万円

※ 年収の目安は、父母、本人、中学生の4人世帯で、父母の一方が働いている場合です。

※ 収入基準は、原則として機構に提出されたマイナンバーにより機構が確認します。

② 資産基準

本人及び生計維持者(原則父母)の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)であること

3 支給金額（月額）

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
	(33,300円)		(42,500円)	
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	25,600円	50,600円
	(22,200円)		(28,400円)	
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	12,800円	25,300円
	(11,100円)		(14,200円)	

※ 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額になります。
 ※ 通信教育課程では、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学に関わらず、第Ⅰ区分51,000円、第Ⅱ区分34,000円、第Ⅲ区分17,000円が年1回支給されます。

4 申込手続、進学後の手続

申込手続

- ①インターネットを使った申込み
- ②学校へ必要書類を提出（給付奨学金確認書等）
- ③機構へマイナンバー関係書類を提出（専用の封筒を使用し、簡易書留で郵送）

進学後の手続

- ①インターネットを使って進学届を提出
- ②進学校へ誓約書を提出
- ③毎年複数回、在籍報告を提出

※毎年、家計と学力について適格認定が行われます。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。

○貸与奨学金

貸与奨学金は、卒業後返還が必要な借りる奨学金です。貸与奨学金には、利息が付かない第一種奨学金と利息が付く第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金があります。

1 選考基準

基 準		
学力	第一種	申込時までの高等学校等の成績が5段階評価で平均3.5以上 〔住民税が非課税世帯（所得割額が0円）、生活保護世帯、社会的養護を必要とする人は、3.5に満たない場合も申込みできます。〕
	第二種	・申込時までの高校の成績が学校の平均水準以上であること ・特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること ・学習意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
家計	第一種	・生計維持者（原則保護者）の年収が収入基準額以下であること（目安参照） ・住民税が非課税世帯（所得割額が0円）、生活保護世帯、社会的養護を必要とする人
	第二種	生計維持者の年収が収入基準額以下であること（目安参照）
	併用	生計維持者の年収が収入基準額以下であること（目安参照）

※ 社会的養護を必要とする人とは、18歳となった時点で、次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人のことです

〔児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親〕

収入目安

世帯人数	給与所得者の世帯（年間の収入金額）			給与所得者以外の世帯（年間の所得金額）		
	第一種	第二種	併用	第一種	第二種	併用
3人世帯	657万円以下	1,009万円以下	599万円以下	286万円以下	601万円以下	245万円以下
4人世帯	747万円以下	1,100万円以下	686万円以下	349万円以下	692万円以下	306万円以下

※ この表はあくまで目安です。目安を上回っていても特別控除等により基準を満たす可能性があります。

※ 家計基準は、原則として機構に提出されたマイナンバーにより機構が確認します。

2 貸与金額

種類	進学先	大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
		国公立		私立		国公立		私立	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
第一種	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額 以外の 月額				50,000円				50,000円
			40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
		30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
第二種（月額）	20,000円～120,000円（10,000円単位で選択）								
入学時特別増額	100,000円～500,000円（100,000円単位で選択）								

※ 給付奨学金を受給する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

※ 第一種奨学金「最高月額」の利用には、併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。

※ 第二種奨学金の12万円を選択した場合、希望により私立大学医学・歯学課程は4万円、薬学・獣医学課程は2万円の増額が認められます。

※ 入学時特別増額貸与奨学金は、入学時の一時金です。また、単独で申込みことはできません。第一種奨学金・第二種奨学金と併せて申込みます。

3 申込みに際しての必要事項

(1) 個人信用情報の取扱いに関する同意

予約採用申込み時に「貸与奨学金確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」、奨学生採用時に「返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）」の提出が必要です。

(2) 保証制度の選択

保証には、①人的保証と②機関保証の2つがあり、いずれかを選択します。どちらを選択しても、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことに変わりはありません。

①人的保証制度

- ・ 機構が定める条件を満たす人に、連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。
- ・ 奨学生（返還者）が奨学金の返還を延滞した場合、連帯保証人・保証人が奨学生（返還者）に代わって返還をする義務があります。

連帯保証人（原則、父母のどちらか）	保証人（原則、おじ・おば・兄弟姉妹）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年の場合は、親権者（親権者がいない場合は未成年後見人） ・ 成年者の場合は、父母 父母がいない場合は4親等以内の親族（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母以外の人 ・ 本人及び連帯保証人と別生計の人 ・ 連帯保証人の配偶者、婚約者でない人 ・ 4親等以内の親族（※） ・ 進学届提出時日時点で65歳未満の人（※）
連帯保証人・保証人 共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学生の配偶者、婚約者は選任できません ・ 未成年、学生、債務整理中（破産等）の人は選任できません ・ 貸与終了時に奨学生が45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません

※ 条件を満たさない人を選任する場合、貸与予定総額の返還を確実に保証する収入又は資産があることを示す「返還保証書」及び基準を満たす収入・所得や資産に関する証明書の提出が必要です。

②機関保証制度

- ・ 保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に一定の保証料を払って保証を依頼する制度です。
- ・ 保証料は毎月の奨学金から差し引かれます。保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なり、奨学生として採用される年度の4月に決定される予定です。

（参考）令和2年度採用者の場合

第一種 大学4年間 月額3万円借りた場合の保証料は、947円です。

第二種 大学4年間 月額10万円借りた場合の保証料は、5,358円です。

- ・ 奨学生（返還者）が奨学金の返還を延滞した場合、保証機関が奨学生（返還者）に代わって一括返済します。その後、保証機関が奨学生（返還者）にその分の返済を請求します。

(3) 利率算定方式の選択

利率の算定方法には、①利率固定方式と②利率見直し方式があります。第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については、どちらかを選びます。どちらの場合でも、利率が3%を超えることはありません。

①利率固定方式

貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変わりません。

(参考) 令和3年3月 貸与終了の第二種の利率は0.268%、入学時特別増額貸与奨学金は0.428%

②利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い返還利率も変わります。

(参考) 令和3年3月 貸与終了の第二種の利率は0.004%、入学時特別増額貸与奨学金は0.204%

4 申込手続等

①インターネットを使った申込み

②学校へ必要書類を提出（貸与奨学金確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等）

③機構へマイナンバー関係書類を提出（専用の封筒を使用し、簡易書留で郵送）

※進学後には、進学届をインターネットで提出します。その後、返還誓約書等必要書類を学校に提出します。また奨学金貸与中、毎年1回奨学金継続願の提出が必要です。なお、学業成績が不振等の場合奨学金の貸与が停止されたり打ち切られることがあります。

5 貸与奨学金の返還について

返還は、貸与終了の翌月から数えて7か月目（3月に貸与終了した場合は10月）から始まります。また、奨学金の貸与終了後は、いつでも繰上返還ができます。全額繰上返還や一部繰上返還ともに可能です。

(1) 返還方式

第一種奨学金では2つの返還方式からどちらかを選択します。第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については、定額返還方式になります。

返還方式	説明
定額返還方式	貸与総額により返還期間（最長20年）が決まり、返還期間に応じて決まった額を返還します。（利率算定方法で「利率見直し方式」を選択された場合、5年ごとの返還利率の見直しにより毎月の返還額が変動します）
所得連動返還方式	前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まります。また、毎月の返還額により、返還期間が決まります。（前年の所得の変動に伴い毎月の返還額・返還期間が変動します）ただし、初年度の返還月額、定額返還方式による返還月額の半額となります。毎月の最低返還月額は、2,000円です。所得連動返還方式を選択する場合、保証制度は機関保証制度を選択する必要があります。

(2) 返還が困難になった場合

返還が困難な場合は、本人からの願い出による救済制度があります。（審査があります）

制度	説明
減額返還	経済困難、傷病、災害等、奨学金の返還が困難になった場合、毎月の返還額を2分の1または3分の1に減額する制度です。返還総額は変わりません。返還期間が延長されます。※第一種奨学金で、所得連動返還方式を選択した場合、減額返還制度は利用できません。
返還期限猶予	経済困難、傷病、災害等、奨学金の返還が困難になった場合、返還期限を猶予（先延ばし）する制度です。返還総額は変わりません。
在学猶予	奨学金の貸与終了後も大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程に在学（進学）する場合に、返還期間を猶予（先延ばし）する制度です。在学終了月の翌月から数えて7か月目から、返還が始まります。
返還免除	奨学生本人が死亡または心身障がいとなった場合、返還未済額の全部又は一部が免除される制度です。

(3) 返還を延滞した場合

返還金の返還を延滞すると、延滞金が課されます。

返還開始後6か月経過時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関に奨学生の個人情報が登録されます。個人信用情報機関に登録されると、クレジットカードが発行されなかったり、利用が止められたりすることがあります。また、自動車ローンや住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります。

返還中に困ったことがあったら、すぐに、機構に相談してください！

○ 奨学金申込みから採用・返還までの流れ（給付奨学金・貸与奨学金）

予約採用（進学前の申込み）の場合	在学採用（進学後の申込み）の場合
<p>(1) 申込み</p> <p>① 高等学校等で募集 高等学校等から申込書類の受け取り</p> <p>↓</p> <p>② 申込手続 インターネット入力、学校に必要書類提出</p> <p>↓</p> <p>③ マイナンバーの提出 インターネットでの申込み後、1週間以内に 機構に郵送</p> <p>↓</p> <p>④ 高等学校等から機構へ推薦 機構で選考</p> <p>↓</p> <p>⑤ 採用候補者の決定 採用候補者には、機構から学校を通じて「採用 候補者決定通知」を交付</p> <p>↓</p> <p>⑥ 進学先の決定</p>	<p>(1) 申込み</p> <p>① 大学等、進学先の学校で募集 大学等から申込書類の受け取り</p> <p>↓</p> <p>② 申込手続 インターネット入力、学校に必要書類提出</p> <p>↓</p> <p>③ マイナンバーの提出 インターネットでの申込み後、1週間以内に 機構に郵送 ※緊急採用・応急採用は、採用決定後に提出</p> <p>↓</p> <p>④ 大学等から機構へ推薦 機構で選考</p> <p>↓</p> <p>(2) 採用決定後の手続</p> <p>① 採用の決定・通知 奨学生に採用された場合、機構から学校を通 じて「奨学生証」等、関係書類を交付</p> <p>↓</p> <p>② 奨学金の振込開始</p> <p>↓</p> <p>③ 誓約書（給付）、返還誓約書（貸与）等の提出</p> <p>↓</p> <p>④ 奨学金振込期間中 ※給付奨学生は、定期的に「在籍報告」を提出 ※貸与奨学生は、毎年「奨学金継続願」を提出</p> <p>↓</p> <p>⑤ 卒業（奨学金の振込終了）</p> <p>↓</p> <p>⑥ 返還開始（貸与奨学金） 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還</p>
<p>(2) 進学後の手続き（注）</p> <p>① 進学届の提出 インターネット入力</p> <p>↓</p> <p>② 採用、奨学金振込開始 奨学生に、「奨学生証」を交付 奨学金の初回振込月は進学届提出時期による</p> <p>↓</p> <p>③ 誓約書（給付）、返還誓約書（貸与）等の提出</p> <p>↓</p> <p>④ 奨学金振込期間中 ※給付奨学生は、定期的に「在籍報告」を提出 ※貸与奨学生は、毎年「奨学金継続願」を提出</p> <p>↓</p> <p>⑤ 卒業（奨学金の振込終了）</p> <p>↓</p> <p>⑥ 返還開始（貸与奨学金） 貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還</p>	

（注）給付奨学金の支給対象者は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途進学先の学校での申込みが必要です。

奨学金制度や奨学金の返還に関する相談窓口

【日本学生支援機構】

○奨学金相談センター（月曜～金曜 9時～20時、土日祝日・年末年始を除く）

電話 0570-666-301（ナビダイヤル）

※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話からは03-6743-6100

○マイナンバーに関する相談（月曜～金曜 9時～18時、土日祝日・年末年始を除く）

マイナンバー提出専用コールセンター

電話 0570-001-237（ナビダイヤル）

その他の教育貸付制度等

名称・問合せ先	資 格	貸 与 額 等															
<p>生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支度費)</p> <p>(社福)大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyō.or.jp</p> <p>大阪市は、お住まいの区の社会福祉協議会が相談の窓口です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内に居住していること(居住地と住民票が一致していること) ・他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯 ・日本学生支援機構奨学金等の貸付制度を優先して活用していただきますが、すぐに活用できない場合、それまでの「つなぎ」として貸付を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援費(月額)(無利子) 大学 … 65,000円以内 短大・専修(専門) … 60,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り1.5倍の額まで引上げ可能 ・就学支度費(無利子) 500,000円以内 ※入学年度の4月末までに申し込む必要があります。 ※すでに納付された入学金等は、貸付の対象とはなりません ◎大学院・外国留学は対象外 ◎居住地の市町村社会福祉協議会への事前相談が必要 															
<p>母子・父子・寡婦福祉資金 貸付制度 (修学資金・就学支度資金)</p> <p>住所地の市町村福祉事務所等(福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は府子ども家庭センター)</p> <p>大阪市は、こども青少年局こども家庭課 電話(06)6208-8034 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000374045.html</p> <p>※詳細や問合せは各区保健福祉センター福祉事業担当へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の子を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方)及びその扶養する子 ・父母のない20歳未満の児童 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合、子自身が借主として貸付申請できることもあります。 ※20歳未満の子が申請する場合は、連帯保証人と法定代理人が必要 ※返済能力を有すること 	<p>《私立、自宅通学の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学資金(月額)(無利子) 大学 … 108,500円以内 短大・専修(専門) … 93,500円以内 大学院(修士) … 132,000円以内 ・就学支度資金(入学時のみ)(無利子) 大学・短大・専修(専門) 580,000円以内 大学院(修士) 590,000円以内 ◎貸付上限額は、自宅通学・自宅外通学、国公立・私立等の区分により異なります。 ◎日本学生支援機構との併用については、上限月額との差額の範囲内で、貸付が受けられる場合があります。(外国留学は対象外) ◎違約金(延滞金) 年3.0%かかります。 ◎貸付上限額等は、変更されることがあります。 															
<p>日本政策金融公庫 (国の教育ローン)</p> <p>日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話(0570)008656 または(03)5321-8656</p> <p>https://www.ifc.go.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の世帯の年間収入(所得)が次の金額以下であること <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">子どもの数</td> <td style="text-align: center;">給与所得者</td> <td style="text-align: center;">(事業所得者)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">790万円</td> <td style="text-align: center;">(590万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">890万円</td> <td style="text-align: center;">(680万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">990万円</td> <td style="text-align: center;">(770万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4人以上</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">コールセンターにお問合せください</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※子供の人数が2人以下で世帯の年間収入(所得)が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円(所得770万円)以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問合せください。 	子どもの数	給与所得者	(事業所得者)	1人	790万円	(590万円)	2人	890万円	(680万円)	3人	990万円	(770万円)	4人以上	コールセンターにお問合せください		<ul style="list-style-type: none"> 生徒1人につき350万円以内 自宅外通学、修業年限5年以上の大学、大学院、海外留学の場合は、450万円以内 利率 年1.68%(令和2年11月現在) ※母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得122万円)以内、又は子どもを3人以上扶養する世帯で世帯年収500万円(所得346万円)以内は、年1.28% 返済期間 15年以内 ※交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方などについては18年以内)
子どもの数	給与所得者	(事業所得者)															
1人	790万円	(590万円)															
2人	890万円	(680万円)															
3人	990万円	(770万円)															
4人以上	コールセンターにお問合せください																
<p>近畿労働金庫 (日本学生支援機構奨学生に対する入学金融融資制度)</p> <p>お客さまセンター 電話(0120)191-968</p> <p>https://www.rokin.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構の奨学金対象校に進学する奨学生採用候補者で、奨学金受取口座を労働金庫に指定できること ・近畿労働金庫の地域内に居住または勤務先のある者の子であること ・融資申込時点で「入学時特別増額貸与奨学金」の支給要件を満たしていること 	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 50万円以内(入学金・授業料に限る) ◎「奨学生採用候補者決定通知」に記載の「入学時特別増額貸与奨学金」の範囲内 ◎既に納入した場合は対象外です。 ◎返済は、入学時特別増額貸与奨学金交付時に奨学金振込口座からの引き落としによって行われます。 ◎この制度の他に、ろうきんの教育ローンもあります。 															
<p>ヒューファイナンスおおさか 大学入学準備資金融資</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学金の利用(予定)者で、奨学金等が貸与される前に入学料や授業料等を支払う必要がある方 ・他の貸付制度を利用することができない方 ・連帯保証人が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円以内 利率 年1.68%(令和2年11月現在) ※日本政策金融公庫の利率に準ずる ・返済は、進学する学校の修業年限以内で、原則として融資月の翌月から元利均等の分割返済 															
<p>◎ 直接の申込はできません 事前に市町村の進路相談窓口又は府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループで相談を受けることが必要です。 大阪市にお住まいの方は、学校運営支援センター(06-6115-7651)にお問い合わせください。</p>																	

各種育英団体等の奨学金制度（主なもの）

名称・問合せ先	資 格	貸 与 額
市町村の奨学金 お住まいの市町村	奨学金制度の有無・内容等については、直接お住まいの市町村にお尋ねください。	
各大学等の奨学金	学校独自の奨学金や授業料等の減免を行っている大学等があります 大学等での奨学金については、各学校のホームページ等で確認することができます	
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話(0120)77-8565 http://www.ashinaga.org	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等が病気や災害（道路における交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または著しい障害（1～5級）を負い、教育費に困っている家庭の生徒・学生 ・申込時、25歳までの人 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金（月額）（貸与部分は無利子） 大学・短大 一般 70,000円 （内貸与40,000円、給付30,000円） 特別 80,000円 （内貸与50,000円、給付30,000円） 専修学校・各種学校 70,000円 （内貸与40,000円、給付30,000円） ・私立大学入学一時金（無利子・予約採用者に限る） 400,000円（貸与） ・進学支度一時金（無利子・高校奨学生で翌年4月に大学、専修各種学校に進学予定の者） 400,000円（貸与） <p>◎貸与のみ、給付のみの選択はできません ◎他制度との併用は可能です</p>
交通遺児育英会奨学金 （公財）交通遺児育英会 電話（0120）521286 https://www.kotsuiji.com	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症等で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生（申込時25歳まで） ・家計基準（3人世帯での目安） 給与収入が940万円以下の方 （給与以外の所得520万円以下） 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金（月額）（無利子） 大学・短大・専修（専門）・各種学校 4万円、5万円、6万円から選択（うち2万円は給付） ・入学一時金（無利子、1年時のみ） 大学・短大・専修（専門）・各種学校 40万円、60万円、80万円から選択 <p>◎奨学金は無利子で、貸与期間終了後20年で分割変換します</p>
大阪交通災害遺族会奨学金 （公財）大阪交通災害遺族会 電話（06）6761-5296 http://www.pansy.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内在住で保護者を交通事故で亡くされた交通遺児の方 <p>※申込みには会員登録が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学準備金（無利息） 国立大学200,000円、私立大学300,000円 ※貸与の翌月より6か月据え置き、月賦返済 ・奨学金（無利息） 毎月最高2万円まで ※学業が終了した翌月より月賦返済
大東育英会奨学金 （公財）大東育英会 電話(072)833-0112（代） http://www.daitoh.info/ikuei/	<ul style="list-style-type: none"> ・学業・人物ともに優秀でありながら、学費納入の至便が困難と認められるもので、経済的理由により修学が困難な者で、次のいずれかに該当すること <ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府内の大学に在学する学生 2 大阪府下に住所を有する者が保護する学生 （在学学校長の推薦が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金（給付） 大学奨学生 20,000円（月額） <p>※支給期間は正規の最短修業年限</p>
船井奨学会奨学金 （公財）船井奨学金 電話 06-4256-1110 https://funai-shougakukai.or.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内に在住している大学学生 ・大阪府内の大学に在学している学生 ・4月に入学し、第1学年に在学する者 ・人物、学業ともに優秀であって、経済的な事情により就学が困難であると認められ、学校長の推薦のある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金（給付） 大学奨学生 30,000円（月額） ・給付期間 入学した4月から正規の最短修業年限の卒業期まで ・他の育英機関の奨学金の利用可
朝鮮奨学会奨学金 （公財）朝鮮奨学金 電話 03-3343-5757 https://www.korean-s-f.or.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の大学の学部並びに大学院に在学している韓国人・朝鮮人学生（韓国・朝鮮籍、本国からの留学生も含む）で、成績優良で学費の支弁に困っているながら他の奨学機関からの給付奨学金を受給していない者 <p>（日本学生支援機構等の貸与奨学金は併給可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金（支給月額）（給付） 大学（学部課程） 25,000円 大学（修士課程） 40,000円 大学（専門職課程） 40,000円 大学（博士課程） 70,000円 ※給付期間 4月～翌年3月までの1年間 ※継続して受給を希望する場合は、翌年度に再応募が必要

(メモ)

奨学金等制度についての相談窓口

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋1-16-5（もと今宮小学校）

電話 06-6115-7651 FAX 06-6115-8170

電話相談：月～金 9:00～12:00, 13:00～17:30 個別専門相談：月～金 9:00～12:00, 13:00～17:00

※ 個別専門相談（面談）は予約制です